



島根県報

平成16年12月24日 (金)
号外 第 127 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

条 例

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	8
出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	13
労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(")	16
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	17
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(")	17
島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	(")	20
島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例	(")	20
島根県保健所条例及び島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	(")	21
島根県水と緑の森づくり税条例	(税 務 課)	22
島根県防災会議条例の一部を改正する条例	(消 防 防 災 課)	22
島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	(")	23
島根県国民保護協議会条例	(")	24
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(健康福祉総務課)	24
島根県立心と体の相談センター条例	(障 害 者 福 祉 課)	25
地域農業改良普及センター条例を廃止する条例	(農 業 経 営 課)	26
島根県水と緑の森づくり基金条例	(林 業 課)	26
島根県ふるさと雇用創出基金条例の一部を改正する条例	(労 働 政 策 課)	27
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	27
島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	27
島根県議会委員会条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	28

公布された条例等のあらまし

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第69号)

1 条例の概要

- (1) 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えることとした。
- (2) 是正の申出を廃止し、次の利用停止請求制度を設けることとした。

ア 利用停止請求

開示を受けた自己の個人情報が収集、利用又は提供の制限に違反して取り扱われていると認めるときは、実施機関に対し、利用の停止、消去又は提供の停止 (以下「利用停止」という。) の措置を請求できることとした。

イ 不服申立て

利用停止の措置に対する決定について不服がある場合は、実施機関に対して不服申立てを行うことができることとした。

(3) 個人情報不正に利用した者等に対する罰則を整備することとした。

ア 実施機関の職員若しくは職員であった者、指定管理者が行う業務に従事している者若しくは従事していた者又は委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者（以下「職員等」という。）が、正当な理由がないのに公文書に記録されている個人情報を含む個人の秘密に属する事項が記録された電子情報を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。

イ 職員等が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。

エ 職務上知り得た秘密を漏らした個人情報保護審査会の委員に対する罰金額の上限額を50万円に引き上げることとした。

オ 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処することとした。

(4) その他規定の整備

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、平成18年4月1日から施行することとした。

出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第70号）

1 条例の概要

次に掲げる条例中、市町の名称を改める等規定の整理

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県行政機関等設置条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 島根県保健所条例
- (6) 島根県病院事業の設置等に関する条例
- (7) 島根県児童相談所条例
- (8) 島根県立知的障害者更生相談所条例
- (9) 島根県立高等学校等条例
- (10) 島根県立青少年社会教育施設条例
- (11) 地域農業改良普及センター条例
- (12) 島根県家畜保健衛生所条例
- (13) 島根県立宍道湖自然館条例
- (14) 島根県漁港管理条例
- (15) 島根県観光施設条例
- (16) 島根県港湾施設条例
- (17) 島根県屋外広告物条例
- (18) 島根県流域下水道条例
- (19) 島根県営住宅条例
- (20) 島根県公営企業の設置等に関する条例
- (21) 市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例

2 施行期日

平成17年3月22日から施行することとした。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第71号）

1 条例の概要

(1) 改正の内容

ア 地方労働委員会の名称を労働委員会に改めることとした。

イ その他引用条項等規定の整理

(2) 改正を要する条例

ア 島根県情報公開条例

イ 島根県個人情報保護条例

ウ 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例

エ 島根県職員定数条例

オ 参考人等に対する費用弁償等支給条例

カ 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

キ 島根県地方労働委員会のあつ旋員に対する費用弁償支給条例

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第72号）

1 条例の概要

(1) 武力攻撃災害等派遣手当の支給対象職員は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第153条の規定により本県に派遣された職員のうち、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在する職員とすることとした。（第15条の10第1項関係）

(2) 武力攻撃災害等派遣手当の日額は、6,620円を超えない範囲内で人事委員会規則で定めることとした。（第15条の10第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第73号）

1 条例の概要

大学教育職給料表を、職務の級のうち1級を削除して4級構成の給料表とすることとした。（第2条・第4条の2・第24条・別表第1・別表第3関係）

2 施行期日

公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（条例第74号）

1 条例の概要

(1) 任命権者は、毎年5月末日までに、知事に対し、次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。（第2条関係）

ア 職員の任免及び職員数に関する状況

イ 職員の給与の状況

ウ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

エ 職員の分限及び懲戒処分の状況

オ 職員のサービスの状況

カ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

キ 職員の福祉及び利益の保護の状況

ク その他知事が必要と認める事項

(2) 人事委員会は、毎年 5 月末日までに、知事に対し、次に掲げる業務の状況を報告しなければならないこととした。(第 3 条関係)

ア 職員の競争試験及び選考の状況

イ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ウ 勤務条件に関する措置の要求の状況

エ 不利益処分に関する不服申立ての状況

(3) 知事は、毎年 9 月末日までに、(1)による報告を取りまとめ、その概要及び(2)による報告を次に掲げる方法により公表しなければならないこととした。(第 4 条関係)

ア 島根県報に登載する方法

イ インターネットを利用して閲覧に供する方法

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第75号)

1 条例の概要

次に掲げる附属機関を廃止することとした。(別表関係)

- (1) 島根県神戸川来島ダム水利管理委員会
- (2) 松江地域保健福祉協議会
- (3) 木次地域保健福祉協議会
- (4) 出雲地域保健福祉協議会
- (5) 川本地域保健福祉協議会
- (6) 浜田地域保健福祉協議会
- (7) 益田地域保健福祉協議会
- (8) 隠岐地域保健福祉協議会

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

島根県保健所条例及び島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例(条例第76号)

1 条例の概要

(1) 次の表のとおり健康福祉センターを廃止し、福祉事務所を 3 か所に集約することとした。

改 正 前			改 正 後		
名 称	位 置	所 管 区 域	名 称	位 置	所 管 区 域
松江健康福祉センター	松江市	松江市、安来市、八束郡	}	廃 止	
木次健康福祉センター	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡			
出雲健康福祉センター	出雲市	出雲市、簸川郡			
川本健康福祉センター	邑智郡川本町	大田市、邇摩郡、邑智郡			
浜田健康福祉センター	浜田市	浜田市、江津市、那賀郡			

益田健康福祉センター	益田市	益田市、鹿足郡			
東部福祉事務所	松江市	八束郡	東部福祉事務所	雲南市	八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
雲南福祉事務所	雲南市	仁多郡、飯石郡			
簸川福祉事務所	出雲市	簸川郡			
県央福祉事務所	邑智郡 川本町	邇摩郡、邑智郡	西部福祉事務所	浜田市	邇摩郡、邑智郡、那賀郡、鹿足郡
那賀福祉事務所	浜田市	那賀郡			
西部福祉事務所	益田市	鹿足郡			
隠岐福祉事務所	隠岐郡 隠岐の島町	隠岐郡	隠岐福祉事務所	隠岐郡 隠岐の島町	隠岐郡

- (2) 県央保健所の位置を大田市とすることとした。
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県水と緑の森づくり税条例（条例第77号）

1 条例の概要

(1) 賦課徴収（第2条関係）

水と緑の森づくり税の賦課徴収は、(2)及び(3)により行うこととした。

(2) 個人の均等割の税率の特例（第3条関係）

平成17年度から平成21年度までの各年度分の県民税の個人の均等割の税率は、島根県県税条例（以下「県税条例」という。）で定める額に水と緑の森づくり税額として500円を加算した額とすることとした。

(3) 法人等の均等割の税率の特例（第4条関係）

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度等に係る県民税の法人等の均等割の税率は、県税条例で定める額に、水と緑の森づくり税額として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とすることとした。

(4) 使途（第5条関係）

知事は、(2)及び(3)による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、島根県水と緑の森づくり基金に積み立てることとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第78号）

1 条例の概要

(1) 委員の定数の改正（第2条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから知事が任命する委員	21人以内	22人以内

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（条例第79号）

1 条例の概要

(1) 島根県国民保護対策本部

ア 国民保護対策本部の本部長、副本部長及び本部員の職務について規定することとした。（第2条関係）

イ 国民保護対策本部の会議に関し必要な事項を定めることとした。（第3条関係）

ウ 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができることとした。（第4条関係）

エ 国民保護対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置くこととした。（第5条関係）

オ 国民保護対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定めることとした。（第6条関係）

(2) 島根県緊急対処事態対策本部

(1)のオからオまでを準用することとした。（第7条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県国民保護協議会条例（条例第80号）

1 条例の概要

(1) 島根県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、75人以内とすることとした。（第2条関係）

(2) 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理することとした。（第3条関係）

(3) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。（第4条関係）

(4) 協議会に、幹事75人以内を置くこととし、幹事に関し必要な事項を定めることとした。（第5条関係）

(5) 協議会に部会を置くことができることとした。（第6条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第81号）

1 条例の概要

社会福祉士及び介護福祉士修学資金の返還債務の免除の条件に係る業務に従事する過疎地域に、市町村合併に伴う市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域を含めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県立心と体の相談センター条例（条例第82号）

1 条例の概要

(1) 島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置することとした。（第2

条関係)

(2) センターは、次に掲げる業務を行うこととした。(第2条関係)

ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所の業務

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健福祉センターの業務

ウ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所の業務

(3) センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の交付を受けようとする者は、使用料又は手数料を納付しなければならないこととした。(第3条・別表関係)

(4) 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができることとした。(第4条関係)

(5) 次に掲げる条例を廃止することとした。(附則第2項関係)

ア 島根県身体障害者更生相談所条例

イ 島根県立知的障害者更生相談所条例

ウ 島根県立精神保健福祉センター条例

(6) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第3項・附則第4項関係)

ア 島根県立総合福祉センター条例

イ 島根県立はつらつ体育館条例

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

地域農業改良普及センター条例を廃止する条例(条例第83号)

1 条例の概要

農業改良助長法の改正により、地域農業改良普及センター条例の制定根拠である県が地域農業改良普及センターを設け、その位置、名称及び管轄区域は条例で定めるとする必置規制が廃止されたことに伴い、同条例は、廃止することとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県水と緑の森づくり基金条例(条例第84号)

1 条例の概要

(1) 設置(第1条関係)

県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策の推進に要する経費に充てるため、島根県水と緑の森づくり基金(以下「基金」という。)を設置することとした。

(2) 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、島根県水と緑の森づくり税条例の規定により基金で積み立てる額として予算で定める額とすることとした。

(3) 管理(第3条関係)

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(4) 運用益金の処理(第4条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れることとした。

(5) 繰替運用(第5条関係)

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

2 施行期日

平成17年4月1日から施行することとした。

島根県ふるさと雇用創出基金条例の一部を改正する条例(条例第85号)

1 条例の概要

条例の有効期限を平成19年3月31日までとすることとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第86号)

1 条例の概要

二級建築士試験及び木造建築士試験手数料の額の改定(別表60の項関係)

改正前	改正後
13,900円	15,100円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(条例第87号)

1 条例の概要

警視、警部、警部補又は巡查部長の階級にある者の人員が、当該階級の定員に満たない場合においては、その満たない人員の範囲内において、当該階級の定員を下位の階級の定員に流用できることとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第88号)

1 条例の概要

(1) 地方労働委員会の名称の改正(第2条・第18条関係)

改正前	改正後
地方労働委員会	労働委員会

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

条 例

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第69号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則(第1条 - 第3条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護(第4条 - 第10条)

第3章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止

第 1 節 個人情報の開示（第11条 - 第23条）

第 2 節 個人情報の訂正等（第24条 - 第28条）

第 3 節 個人情報の利用停止（第29条 - 第33条）

第 4 節 不服申立て等（第34条 - 第45条）

第 4 章 雑則（第46条 - 第51条）

第 5 章 罰則（第52条 - 第56条）

附則

第 1 条中「及び訂正等」を「、訂正等及び利用停止」に改める。

「第 1 節 個人情報の取扱い」を削る。

第 7 条第 1 項第 1 号中「又は」を「、又は」に改め、同項第 5 号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項中「又は」を「、又は」に改める。

第 8 条第 1 項中「講ずよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第 9 条の 2 第 3 項中「利用してはならない」を「使用してはならない」に改める。

第10条の見出し中「措置」を「措置等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、前項の規定により明らかにされた措置に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第48条の見出しを削り、同条中「第35条第 6 項」を「第36条第 6 項」に、「30万円」を「50万円」に改め、同条を第 55 条とし、同条の前に次の章名及び 3 条を加える。

第 5 章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 9 条の 2 第 3 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第10条第 3 項の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人情報（公文書に記録されているものに限る。この条及び次条において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条を第51条とし、第46条を第50条とし、第45条を第49条とし、第 4 章中同条の前に次の 3 条を加える。

（適用除外）

第46条 第 2 章及び前章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第 2 条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
 - (2) 統計法第 8 条第 1 項の規定により総理大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
 - (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第 4 条第 2 項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
- 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、行政機関の

保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない個人情報については、前章の規定は、適用しない。

(他の制度との調整)

第47条 第2章及び前章の規定は、図書館その他これに類する施設において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

2 前章第1節の規定は、法令又は他の条例(島根県情報公開条例を除く。以下この条において「他の法令等」という。)の規定により、個人情報が第21条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、適用しない。

3 前章第2節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の訂正等を求めることができるときは、適用しない。

4 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正等の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第24条第1項の規定を適用する。

5 前章第3節の規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止を求めることができるときは、適用しない。

6 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に利用停止の手続の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第29条第1項の規定を適用する。

(苦情処理)

第48条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第44条中「この章」を「この節」に改め、同条を第45条とする。

第43条中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第44条とする。

第42条中「第35条第1項第2号」を「第36条第1項第2号」に改め、同条を第43条とする。

第41条第1項中「その他」を「、その他」に改め、同条を第42条とする。

第40条中「第37条第1項」を「第38条第1項」に、「第38条第1項本文」を「第39条第1項本文」に改め、同条を第41条とし、第39条を第40条とし、第38条を第39条とする。

第37条第1項及び第3項中「又は訂正等の決定」を「、訂正等の決定又は利用停止決定等」に改め、同条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項第2号中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改め、同条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第33条第1項中「又は訂正等の決定」を「、訂正等の決定又は利用停止決定等」に改め、同項第2号及び第3号中「又は」を「、又は」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 不服申立てに対する決定において、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止の請求に係る個人情報の全部について利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部について利用停止をするとき。

第33条第2項中「掲げるもの」を「掲げる者」に改め、同条を第34条とし、同条の前に次の節名を付する。

第4節 不服申立て等

第2章第4節及び「第3章 不服申立て等」を削る。

「第2節 個人情報の開示及び訂正等の請求」を削り、第11条の前に次の章名及び節名を付する。

第3章 個人情報の開示、訂正等及び利用停止

第1節 個人情報の開示

第13条第3号を次のように改める。

(3) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人をいう。以下この号及び第20条第1項において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが開示することによりなお開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

第13条第4号中「（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同条第7号才中「独立行政法人等」の次に「若しくは地方独立行政法人」を加える。

第17条第3項中「各項」を「当該各項」に改める。

第19条第1項中「その他」を「、その他」に改める。

第20条第1項中「以外のもの」を「以外の者」に、「第33条」を「第34条」に、「第34条」を「第35条」に改め、同条第3項中「第33条」を「第34条」に改める。

第21条第3項中「その他」を「、その他」に改める。

第24条の前に次の節名を付する。

第2節 個人情報の訂正等

第24条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による訂正等の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

第25条第1項第2号中「個人情報」の次に「の開示を受けた日その他当該個人情報」を加える。

第26条中「あったとき」を「あった場合」に、「その他」を「、その他」に改める。

第27条第3項中「各項」を「当該各項」に改める。

第2章第3節を次のように改める。

第3節 個人情報の利用停止

（利用停止の請求）

第29条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第5条各項の規定に違反して収集されたとき、又は第6条の規定に違反して利用されているとき。 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条第1項又は第3項の規定に違反して提供されているとき。 当該個人情報の提供の停止

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

3 第1項の規定による利用停止の請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止の請求の方法）

第30条 前条の規定に基づき利用停止の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容及びその理由

(4) その他規則で定める事項

2 第12条第2項及び第3項の規定は、利用停止の請求について準用する。

(利用停止の義務)

第31条 実施機関は、利用停止の請求があった場合は、必要な調査を行い、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する措置)

第32条 実施機関は、利用停止の請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに、利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上で、利用停止の請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止の請求に係る個人情報の全部を利用停止としないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により個人情報の全部の利用停止をする決定以外の決定をする場合は、当該各項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第33条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第2項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止決定等について準用する。この場合において、同条第2項中「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「45日」とあるのは「60日」と、「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と読み替えるものとする。

第2章第3節を第3章第3節とする。

第55条の次に次の1条を加える。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第22条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第2条 島根県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「監査委員」の次に「、公安委員会、警察本部長」を加える。

第4条第1項中「個人情報取扱事務登録簿」の次に「(以下「登録簿」という。)」を加え、同条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 犯罪の捜査に関する事務

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の規則で定める事項の一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部、事項若しくは規則で定める事項の一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。

第5条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持(以下「犯罪の予防等」という。)を目的とするとき。

(3) 島根県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

第 5 条第 3 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 犯罪の予防等を目的とするとき。

第 7 条第 1 項第 5 号中「、実施機関以外の県の機関」を削り、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 前号に掲げる者以外のものに提供する場合であって、犯罪の予防等を目的として提供することについて特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

第36条第 1 項第 1 号中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項第 3 号」に、「第 7 条第 1 項第 6 号」を「第 7 条第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の島根県個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第29条の規定により実施機関に対してされている是正の申出に対する措置については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、第 1 条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 実施機関のうち公安委員会又は警察本部長に係る第 2 条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例第36条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる事務並びにこれに関し必要な行為は、第 2 条の規定の施行の日前においても行うことができる。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

6 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第35条第 1 項」を「第36条第 1 項」に改める。

出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第70号

出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町の合併による出雲市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 6 号右欄中「、平田市」を削り、同表第 8 号右欄中「 2 に係るものにあつては松江市、浜田市」の次に「、出雲市」を加え、「、平田市」及び「、湖陵町、大社町」を削り、「市町村管理海岸に係る事務にあつては松江市、浜田市」の次に「、出雲市」を加え、「、多伎町、大社町」を削り、同表第11号右欄中「、江津市及び平田市」を「及び江津市」に改め、同表第14号右欄中「浜田市」の次に「、出雲市」を加え、「、平田市」及び「、多伎町、湖陵

町、大社町」を削り、同表第23号右欄中「、平田市」を削る。

(島根県行政機関等設置条例の一部改正)

第2条 島根県行政機関等設置条例(昭和52年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表出雲総務事務所の項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

第3条第2項の表出雲健康福祉センターの項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

第4条第2項の表簸川福祉事務所の項中「、平田市」を削る。

第6条第2項の表出雲農林振興センターの項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

第8条第2項の表松江水産事務所の項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

第10条第2項の表出雲土木建築事務所の項所管区域の欄中「、平田市」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第3条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

本則の表島根県出雲警察署の項管轄区域の欄中「出雲市」の次に「(島根県平田警察署及び島根県大社警察署の管轄区域を除く。)」を加え、「(大社町を除く。)」を削り、同表島根県平田警察署の項位置の欄中「平田市」を「出雲市」に改め、同項管轄区域の欄中「平田市」を「出雲市(旧平田市の区域に限る。)」に改め、同表島根県大社警察署の項位置の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改め、同項管轄区域の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市大社町」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 旧平田市の区域とは、平成17年3月21日現在の平田市の区域をいう。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第68号)の一部を次のように改正する。

本則の表の改正規定中「(簸川郡(大社町を除く。))」を「平田市 簸川郡」に改め、「(島根県平田警察署及び島根県大社警察署の管轄区域を除く。)」を削り、「改める。」を「改め、同表備考を削る。」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第5条 島根県保健所条例(昭和39年島根県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県出雲保健所の項管轄区域の欄中「、平田市」を削る。

(島根県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 島根県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表島根県立湖陵病院の項位置の欄中「簸川郡湖陵町」を「出雲市」に改める。

(島根県児童相談所条例の一部改正)

第7条 島根県児童相談所条例(昭和39年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表島根県出雲児童相談所の項管轄区域の欄中「、平田市」を削る。

(島根県立知的障害者更生相談所条例の一部改正)

第8条 島根県立知的障害者更生相談所条例(昭和39年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表島根県立出雲知的障害者更生相談所の項管轄区域の欄中「平田市」を削る。

(島根県立高等学校等条例の一部改正)

第9条 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表第1の1の表島根県立平田高等学校の項位置の欄中「平田市」を「出雲市」に改め、同表島根県立大社高等学校の項位置の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改め、同項分校の位置の欄中「簸川郡佐田町」を「出雲市」に改める。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第10条 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立青少年の家の項中「平田市」を「出雲市」に改める。

(地域農業改良普及センター条例の一部改正)

第11条 地域農業改良普及センター条例 (昭和33年島根県条例第29号) の一部を次のように改正する。

本則の表出雲農林振興センター農業普及部の項管轄区域の欄中「平田市」を削る。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第12条 島根県家畜保健衛生所条例 (昭和44年島根県条例第41号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 出雲家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「平田市」を削る。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第13条 島根県立宍道湖自然館条例 (平成12年島根県条例第60号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平田市」を「出雲市」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第14条 島根県漁港管理条例 (昭和34年島根県条例第26号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 十六島の項所在地の欄中「平田市」を「出雲市」に改め、同表大社の項所在地の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改め、同表小伊津の項所在地の欄中「平田市」を「出雲市」に改め、同表宇龍の項所在地の欄中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改める。

(島根県観光施設条例の一部改正)

第15条 島根県観光施設条例 (昭和39年島根県条例第55号) の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表 (第 2 条関係) 」に改め、同表日御碕公共駐車場の項及び日御碕休憩所の項中「簸川郡大社町」を「出雲市」に改める。

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第16条 島根県港湾施設条例 (昭和39年島根県条例第24号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 河下港の項中「平田市」を「出雲市」に改め、同表田儀港の項中「簸川郡多伎町」を「出雲市」に改める。

(島根県屋外広告物条例の一部改正)

第17条 島根県屋外広告物条例 (昭和49年島根県条例第21号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 9 号中「別表第 1 」を「別表」に改める。

別表第 1 簸川郡の項中「湖陵町 大社町」を削り、同表を別表とする。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

第18条 島根県流域下水道条例 (昭和56年島根県条例第11号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「平田市」及び「湖陵町 大社町」を削る。

(島根県営住宅条例の一部改正)

第19条 島根県営住宅条例 (昭和34年島根県条例第49号) の一部を次のように改正する。

別表中「今市団地」を 「今市団地 灘分団地 牧戸団地 小境団地 駅南団地 山内団地」	に、	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">渡津団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">灘分団地</td><td style="padding: 2px;">平田市</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">牧戸団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">小境団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">駅南団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	渡津団地		灘分団地	平田市	牧戸団地		小境団地		駅南団地		を	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">渡津団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	渡津団地		に、
渡津団地																	
灘分団地	平田市																
牧戸団地																	
小境団地																	
駅南団地																	
渡津団地																	

<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">莊原団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">山内団地</td><td style="padding: 2px;">簸川郡大社町</td></tr> </table>	莊原団地		山内団地	簸川郡大社町	を	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 2px;">莊原団地</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </table>	莊原団地		に改める。
莊原団地									
山内団地	簸川郡大社町								
莊原団地									

(島根県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第20条 島根県公営企業の設置等に関する条例 (昭和41年島根県条例第60号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 斐伊川水道の項供給先の欄中「平田市」を「出雲市」に改める。

(市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第21条 市町村合併に伴う関係条例の整理に関する条例(平成16年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第8号右欄の改正規定中「平田市、鹿島町」を「平田市」に」を「江津市、鹿島町」を「江津市」に」に改める。

第25条のうち島根県流域下水道条例第2条の表の改正規定中「出雲市 平田市 宍道町」を「松江市 出雲市 平田市」に」を「出雲市 宍道町」を「松江市 出雲市」に」に改める。

第28条のうち島根県公営企業の設置等に関する条例別表第3の改正規定中

「	「				
	松江市	平田市			
	雲南市	鹿島町			
	美保関町	東出雲町	を	「	
	八雲村	玉湯町		松江市	平田市
	宍道町	八束町		雲南市	東出雲町
				」	に
					を
					」

「	「				
	松江市	出雲市			
	雲南市	鹿島町			
	美保関町	東出雲町	を	「	
	八雲村	玉湯町		松江市	出雲市
	宍道町	八束町		雲南市	東出雲町
				」	に
					に
					改める。

附則第4号中「平田市、鹿島町」を「平田市」に」を「江津市、鹿島町」を「江津市」に」に改める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第71号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第2条 島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項、第2条の表及び第8条第4項の表中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(島根県職員定数条例の一部改正)

第4条 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第6号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第5条 参考人等に対する費用弁償等支給条例(昭和32年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第10号中「又は第27条第 3 項」を削り、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「求められた者」の次に「又は同法第27条の 7 第 1 項第 1 号の証人」を加える。

(島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 6 条 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成16年島根県条例第36号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(島根県地方労働委員会のあつ旋員に対する費用弁償支給条例の一部改正)

第 7 条 島根県地方労働委員会のあつ旋員に対する費用弁償支給条例 (昭和27年島根県条例第41号) の一部を次のように改正する。

題名中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に、「あつ旋員」を「あっせん員」に改める。

第 1 条及び第 2 条中「あつ旋員」を「あっせん員」に改める。

第 3 条中「島根県地方労働委員会」を「島根県労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第72号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び災害派遣手当」を「、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当」に改める。

第15条の10の見出しを「 (災害派遣手当等) 」に改め、同条第 1 項中「、災害対策基本法」を「災害対策基本法」に改め、「職員が」の次に「、武力攻撃災害等派遣手当は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第154条に規定する職員が」を加え、同条第 2 項中「災害派遣手当」を「前項に掲げる手当」に改め、同条第 3 項中「災害派遣手当」を「第 1 項に掲げる手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第73号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例 (昭和29年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「、助手及び人事委員会が別に定める教務職員」を「及び助手」に改める。

第 4 条の 2 及び第24条第 2 項中「 5 級」を「 4 級」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

教育職員 の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用教 育職員以 外の教育 職員		円	円	円	円
	1	-	252,700	285,600	365,900
	2	202,800	265,600	300,500	381,000
	3	211,600	278,300	315,700	393,400
	4	220,500	292,000	330,600	405,600
	5	230,000	305,900	345,800	417,600
	6	239,400	319,600	360,700	429,300
	7	251,900	332,800	375,700	440,800
	8	264,200	346,200	386,600	452,300
	9	276,600	359,100	397,000	463,500
	10	288,000	368,900	406,600	474,700
	11	300,000	378,900	415,600	486,100
	12	311,800	388,400	424,200	497,300
	13	319,700	397,100	432,600	508,500
	14	326,600	405,500	440,200	519,700
	15	333,200	413,100	447,600	530,000
	16	339,700	420,500	454,700	539,200
	17	346,200	427,600	460,900	548,300
	18	352,000	434,700	466,500	557,200
	19	357,700	440,500	472,000	566,100
	20	363,300	445,400	477,400	574,300
	21	368,800	449,800	482,700	580,600
	22	374,300	452,900	487,900	585,600
	23	378,900	456,000	493,000	590,200
	24	382,800	458,900	497,000	
	25	385,700	462,000	500,300	
	26	388,400	465,000	503,600	
	27	391,300	468,100		
	28	394,000	471,100		
	29	396,800			
	30	399,400			
	31	402,200			
	32	405,000			
	33	407,900			
34	410,700				
	特 1				573,000
	特 2				636,000
	特 3				704,000
	特 4				783,000
	特 5				843,000
	特 6				906,000
	特 7				991,000
再任用教 育職員		288,100	304,100	336,400	417,800

備考 この表の4級の特1号給から特7号給までの号給は、大学の学長のみ適用する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 4 条関係)

大学教育職給料表級別職務分類基準表

- 1 1 級 助手の職務
- 2 2 級 講師の職務
- 3 3 級 助教授の職務
- 4 4 級 学長の職務又は教授の職務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
(大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の職務の級の切替え)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の大学教育職給料表の適用を受けていた教育職員で施行日においてこの条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の大学教育職給料表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。
(大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の号給の切替え等)
- 3 前項の規定により新級を決定される教育職員（附則第 5 項に規定する教育職員を除く。）の施行日における号給（次項において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（次項において「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。
- 4 前項の規定により新号給を決定される教育職員に対する施行日以降における最初の改正後の条例第 11 条第 1 項若しくは第 3 項ただし書又は県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 15 年島根県条例第 10 号）附則第 2 項若しくは第 3 項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。
(大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え等)
- 5 附則第 2 項の規定により新級を決定される教育職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた教育職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(教育職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 附則第 2 項から前項までの規定の適用については、教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例の規定並びにこれに基づく人事委員会規則の規定及び人事委員会の定めに従って定められたものでなければならない。
(人事委員会規則への委任)
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

大学教育職給料表の適用を受ける教育職員の職務の級の切替表

旧 級	新 級
2 級	1 級
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	4 級

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第74号

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分等の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他知事が必要と認める事項

(人事委員会の報告)

第3条 人事委員会は、毎年5月末日までに、知事に対し、前年度における次に掲げる業務の状況を報告しなければならない。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表)

第4条 知事は、前2条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を次に掲げる方法により公表しなければならない。

- (1) 島根県報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第75号

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例（昭和43年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部島根県神戸川来島ダム水利管理委員会の項及び松江地域保健福祉協議会の項から隠岐地域保健福祉協議会の項までを削る。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県保健所条例及び島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第76号

島根県保健所条例及び島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

（島根県保健所条例の一部改正）

第1条 島根県保健所条例（昭和39年島根県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1 島根県県央保健所の項位置の欄中「邑智郡川本町」を「大田市」に改める。

（島根県行政機関等設置条例の一部改正）

第2条 島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項の表以外の部分中「事務所」の次に「（次項において「福祉事務所」という。）」を加え、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
東部福祉事務所	雲南市	八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
西部福祉事務所	浜田市	邇摩郡、邑智郡、那賀郡、鹿足郡
隠岐福祉事務所	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

第4条第2項の表を次のように改める。

福祉事務所	市
東部福祉事務所	松江市、出雲市、安来市、雲南市
西部福祉事務所	浜田市、益田市、大田市、江津市

第4条を第3条とし、第5条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

第11条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる福祉事務所（以下「改正前の福祉事務所」という。）の長がした処分その他の行為又は改正前の福祉事務所の長に対してした申請その他の行為は、それぞれ同表の右欄に掲げる第2条の規定による改正後の島根県行政機関等設置条例第3条第1項に規定する福祉事務所（以下「改正後の福祉事務所」という。）の長がした処分その他の行為又は改正後の福祉事務所の長に対してした申請その他の行為とみなす。

雲南福祉事務所	東部福祉事務所
簸川福祉事務所	
県央福祉事務所	西部福祉事務所
那賀福祉事務所	

島根県水と緑の森づくり税条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第77号

島根県水と緑の森づくり税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため、島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号。以下「県税条例」という。)で定める県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収)

第2条 水と緑の森づくり税の賦課徴収は、次条及び第4条の規定により行うものとする。

(個人の均等割の税率の特例)

第3条 平成17年度から平成21年度までの各年度分の県民税の個人の均等割の税率は、県税条例第11条の規定にかかわらず、同条に定める額に水と緑の森づくり税額として500円を加算した額とする。

(法人等の均等割の税率の特例)

第4条 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る県税条例第13条に規定する法人等の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に、水と緑の森づくり税額として当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(使途)

第5条 知事は、前2条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、島根県水と緑の森づくり基金(島根県水と緑の森づくり基金条例(平成16年島根県条例第84号)に基づく島根県水と緑の森づくり基金をいう。)に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年度分の個人の県民税に限り、平成17年1月1日現在において県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る第3条の規定の適用については、同条中「第11条」とあるのは「附則第20項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

島根県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第78号

島根県防災会議条例の一部を改正する条例

島根県防災会議条例（昭和37年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「21人」を「22人」に改める。

第4条第3項中「当る」を「当たる」に改める。

第6条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第79号

島根県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

（目的）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、島根県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。
- 4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。
- 3 本部長は、法第28条第7項の規定に基づき、防衛庁長官がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 国民保護対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、島根県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県国民保護協議会条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第80号

島根県国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第38条第8項の規定に基づき、島根県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、75人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事75人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第81号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表社会福祉士及び介護福祉士修学資金の項免除の条件の欄第 1 号中「過疎地域（以下）」を「過疎地域（同法第 33 条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を除く。）及び市町村の廃置分合又は境界変更が行われた日の前日において、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域内で同法第 2 条第 1 項に規定する過疎地域であった区域（以下これを）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県立心と体の相談センター条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第82号

島根県立心と体の相談センター条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、島根県立心と体の相談センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第 1 項の規定に基づく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第 6 条第 1 項の規定に基づく精神保健福祉センター及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第 1 項の規定に基づく知的障害者更生相談所として、島根県立心と体の相談センター（以下「センター」という。）を松江市に設置する。

（使用料等の納付）

第 3 条 センターにおいて診療を受けようとする者又は診断書若しくは証明書の複本の交付を受けようとする者は、別表に定める使用料又は手数料を納付しなければならない。

（使用料等の減免）

第 4 条 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

（島根県身体障害者更生相談所条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 島根県身体障害者更生相談所条例（昭和39年島根県条例第14号）

(2) 島根県立知的障害者更生相談所条例（昭和39年島根県条例第15号）

(3) 島根県立精神保健福祉センター条例（昭和53年島根県条例第29号）

（島根県立総合福祉センター条例の一部改正）

3 島根県立総合福祉センター条例（平成 7 年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号中「島根県立西部情報化センター」の次に「、島根県立心と体の相談センター条例（平成16年島根県条

例第82号)第2条の規定により設置された島根県立心と体の相談センター」を加える。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

4 島根県立はつらつ体育館条例(平成15年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「知的障害者更生相談所」を「心と体の相談センター」に改める。

別表(第3条関係)

種 別		使用料又は手数料
診療	健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付其他法令の規定によりその給付に要する費用の額が同法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めにより算定されることとされている療養の給付を受けることができる場合	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
	老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療の給付を受けることができる場合	老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)別表第1老人医科診療報酬点数表により算定した点数1点につき10円として計算した額
診断書又は証明書の複本の交付		1通につき 720円

地域農業改良普及センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第83号

地域農業改良普及センター条例を廃止する条例

地域農業改良普及センター条例(昭和33年島根県条例第29号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

島根県水と緑の森づくり基金条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第84号

島根県水と緑の森づくり基金条例

(設置)

第1条 県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する経費に充てるため、島根県水と緑の森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)第5条の規定により基金に積み立てる額として予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

島根県ふるさと雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第85号

島根県ふるさと雇用創出基金条例の一部を改正する条例

島根県ふるさと雇用創出基金条例(平成15年島根県条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成18年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第86号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表60の項第 2 号中「13,900円」を「15,100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第87号

島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

島根県地方警察職員定員条例(昭和32年島根県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、警視、警部、警部補又は巡查部長の階級にある者の人員が、同項第 1 号に規定する当該階

級の定員に満たない場合においては、その満たない人員の範囲内において、当該階級の定員を下位の階級の定員に流用することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年12月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第88号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

島根県議会委員会条例（昭和34年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第5条第1項及び第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第9条の見出しを「（委員長の議事整理権及び秩序保持権）」に改める。

第10条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第16条第1項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第18条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第20条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第21条第2項及び第23条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第24条第2項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に改める。

第26条の2第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。